

青森県報

号外第二十六号

平成二十年
三月二十八日
(金曜日)

目次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一
青森県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 五

訓 令

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令…………… (人事課) …… 七
原子力施設安全検証室設置規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 八
県境再生対策室設置規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 八
海外産業経済交流推進チーム設置規程を廃止する訓令…………… (同) …… 八

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十六号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように

改正する。

目次中「保健大学」を「削除」に、「第九十一条」を「第九十三条」に改め、

「第六目 国外事務所(第九十二条・第九十三条)」を削る。

第八条第一項の表環境生活部の項中、「国際課」を削り、同表商工労働部の項中「新産業創造課」の下に、「国際交流推進課」を加える。

第九条第三項中「第二十五条の二の四第一項」を「第二十五条の二の五第一項」に改める。

第十条の環境生活部の項の第三号中「及び国際交流」を削り、同条の商工労働部の項に次の一号を加える。

四 国際交流に関する事項

第十一条の総務学事課の項の第二十一号中「及び個人情報保護審査会」を、「個人情報保護審査会及び公益認定等審議会」に改め、同条の市町村振興課の項の第三号を次のように改める。

三 新たに生じた土地の確認並びに市町村の区域内の町及び字に関する事

第十一条の市町村振興課の項の第五号を次のように改める。

五 住民基本台帳に関する事

第十一条の市町村振興課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

十六 市町村の広域行政に関する事

十七 市町村の振興計画に関する事

第十一条の二の政策調整課の項の第八号中「北海道・東北地方知事会及び東北自治協議会」を「及び北海道東北地方知事会」に改め、同条の企画課の項の第三号を次のように改める。

三 国土形成計画の策定に係る調整及び連絡に関する事

第十二条の県民生活文化課の項中第二十九号を第三十号とし、第二十八号を第二十九号とし、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八 旅券の交付に関する事

第十二条の国際課の項を削る。

第十三条の健康福祉政策課の項中第二十一号を第二十三号とし、第二十号を第二十二号とし、同項の第十九号中「保健大学」を削り、同号を同項の第二十一号とし、同項中第十八号を第二十号とし、第十七号を第十九号とし、第十六号の次に次の二号

を加える。

十七 中国残留邦人等に対する支援給付に関する事

十八 公立大学法人青森県立保健大学の運営に関する事

第十三条の保健衛生課の項の第一号を次のように改める。

一 健康増進に関する事。

第十三条の保健衛生課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第二十九号までを二号ずつ繰り上げ、同条の高齢福祉保険課の項の第六号及び第七号を次のように改める。

六 国民健康保険に関する事。

七 高齢者の医療の確保に関する事。

第十三条の高齢福祉保険課の項の第八号から第十一号までを削り、同項の第十二号中「及び国民健康保険審査会」を、「国民健康保険審査会及び後期高齢者医療審査会」に改め、同号を同項の第八号とする。

第十三条の二の新産業創造課の項の次に次のように加える。

国際交流推進課

一 海外の地域との産業、経済、文化その他の分野における交流に係る施策の企画、調整及び推進に関する事。

二 国際交流の総合的な企画、調整及び連絡に関する事。

三 国際交流の総合的な推進に関する事。

四 海外移住に関する事。

五 海外技術協力に関する事。

第十三条の三の観光企画課の項中第十一号を削り、第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、第八号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 新幹線交流推進課の庶務の整理に関する事。

第十三条の三の観光企画課の項の第七号中「観光関係団体」の下に「及びコンベンションビュロー」を加え、同号を同項の第九号とし、同項中第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 コンベンションの誘致に関する事。

第十三条の三の観光企画課の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 観光資源の開発に係る施策の推進に関する事。

第十三条の三の新幹線交流推進課の項の第三号中「こと」の下に「（観光企画課の

分掌に係る事務を除く。）」を加え、同項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

第十四条の食の安全・安心推進課の項に次の一号を加える。

六 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止の総括に関する事。

第十四条の構造政策課の項中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進の総括に関する事。

第十六条の監理課の項中第十九号を第二十五号とし、同項の第十八号中「及び土地収用事業認定審議会」を、「土地収用事業認定審議会、国土利用計画審議会及び土地利用審査会」に改め、「こと」の下に「（国土利用計画審議会に関する事務中農村整備課の分掌に係る事務を除く。）」を加え、同号を同項の第二十四号とし、同項中第十七号を第二十三号とし、第十六号を削り、第十五号を第二十二号とし、第十四号の次に次の七号を加える。

十五 国土利用計画及び土地利用基本計画の策定に関する事。

十六 土地取引の規制に関する事（他課の分掌に係る事務を除く。）。

十七 土地利用に係る指導及び調整に関する事。

十八 その他土地の適正利用に関する事。

十九 地価調査に関する事。

二十 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の重課制度適用除外に係る適正価格の審査に関する事。

二十一 不動産鑑定業に関する事。

第十六条の整備企画課の項の第七号から第十四号までを削り、同条の港湾空港課の項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 空港管理事務所の総括的管理に関する事。

第十九条の二の四を第十九条の二の五とし、第十九条の二の三の次に次の一条を加える。

（新幹線開業調整監）

第十九条の二の四 企画政策部に新幹線開業調整監を置く。

2 新幹線開業調整監は、東北新幹線延伸に関する事項を総括整理する。

第二十条第三項中「及び新幹線・交通政策課」を、「企画課及び統計分析課」に、「企画課」を、「新幹線・交通政策課及び」に改め、「及び統計分析課」を削り、同

条第四項を次のように改める。

4 環境生活部の各次長は、部長を補佐し、そのうち一人は県民生活文化課及び環境政策課に係る事務を、他の一人は青少年・男女共同参画課、原子力安全対策課及び自然保護課に係る事務をそれぞれ整理する。

第二十条第六項中「補佐し」の下に「、国際交流推進課に係る事務を整理するとともに」を加える。

第二十条の三を次のように改める。

(報道監)

第二十条の三 部及びエネルギー総合対策局に報道監を置き、前二条の次長の職にある者をもつて充てる。

2 報道監は、次長として事務を整理する課(県土整備部にあつては次長として事務を整理する部の事務的事項又は技術的事項、エネルギー総合対策局にあつては局)の広報及び広聴に関する事項を総括整理する。

第二十条の三の次に次の一条を加える。

(保健医療政策推進監)

第二十条の四 健康福祉部に保健医療政策推進監を置く。

2 保健医療政策推進監は、特に命ぜられた保健、医療及び公衆衛生に関する事項を総括整理する。

第二十五条の二の五を第二十五条の二の六とし、第二十五条の二の四を第二十五条の二の五とし、第二十五条の二の三を第二十五条の二の四とし、第二十五条の二の二の次に次の一条を加える。

第二十五条の二の三 出納局に報道監を置き、前条の次長の職にある者をもつて充てる。

2 報道監は、局の広報及び広聴に関する事項を総括整理する。

第二十五条の八の二を削る。

第二十八条第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十一条第三項を次のように改める。

3 地域健康福祉部に保健総室を置くほか、東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部に福祉総室及びこども相談総室を、西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部に福祉こども総室を置く。

第三十二条第八項を削り、同条第九項中第三十九号を第四十号とし、第三十八号を削り、第三十七号を第三十九号とし、第三十六号を削り、第三十五号を第三十八号とし、第三十二号から第三十四号までを三号ずつ繰り下げ、同項第三十一号中「栄養改善」を「健康増進」に改め、同号を同項第三十四号とし、同項中第一号から第三十号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 地域健康福祉部内の庶務に関する事。
二 保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する思想の普及及び向上に関する事。
三 保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する情報の収集、整理及び活用に關すること。

第三十二条第九項を第八項とし、第十項に次の一号を加える。

十五 災害救助に關すること。

第三十二条第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 福祉こども総室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 第九項各号及び前項各号に掲げる事務
第三十九条第三項及び第四項を削る。

第三章第二節第三款第一目を次のように改める。

第一目 削除

第五十二条から第五十五条まで 削除

第八十四条第二項第五号及び第六号中「フラットパネルディスプレイ」の下に「及びエレクトロニクス部材」を加える。

第三章第二節第三款の二第六目の目名を削る。

第九十二条及び第九十三条を次のように改める。

第九十二条及び第九十三条 削除

第九十六条第一項中「藤坂稲作研究部及び砂丘研究部」を「及び藤坂稲作研究部」に改める。

第九十七条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第九十九条第五項第八号及び第九号を削る。

第一百二十五条第一項中「、保健大学」を削る。

第一百二十六条第二項及び第三項中「、第三十九条第三項」及び「第五十四条第二項」を削る。

別表第一総務部財政課の項を次のように改める。

総務部財政課	
財政主幹	総括財政主幹
事務の調整に当たる。	予算の編成及び執行その他財政に関する事務の総合調整に当たる。
予算の編成及び執行その他財政に関する事務の調整に当たる。	

別表第一企画政策部政策調整課の項、環境生活部県民生活文化課の項、健康福祉部健康福祉政策課の項、商工労働部商工政策課の項から県土整備部監理課の項まで及びエネルギー総合対策局エネルギー開発振興課の項を削る。

別表第三地域県民局の県税部の項中「上北地域県民局を除く」を「東青地域県民局及び中南地域県民局に限る」に改め、同表地域県民局の地域健康福祉部の項を次のように改める。

地域県民局の地域健康福祉部			
部長			
保健総室	福祉総室	福祉こども総室	こども相談総室
総室長、次長、保健医 長（東青地域県民局、 中南地域県民局及び三 八地域県民局に限る。） 衛生指導監（下北地域 県民局を除く。） 科衛生推進監（東青地 域県民局に限る。）	総室長、次長、監査指 導監	総室長、次長	総室長、次長

別表第三地域県民局の地域農林水産部の項中「三人」を「四人」に改め、同表地域県民局の地域整備部の項中「世増ダム管理監（三八地域県民局に限る。）」、建築調整監（西北地域県民局及び下北地域県民局を除く。）を削り、同表青森県立保健大学の項を削り、同表青森県立あすなろ医療療育センターの項中「次長一人」を「次長」に改め、同表保健所の項中「保健医長」の下に「東地方保健所」を加え、同表青森シンガポール事務所の項を削り、同表各出先機関（地域県民局を除く。）及び各

地域県民局の各部共通の項中「大学」を削る。

別表第四第一号中「及び保健大学」を削り、同号の表中

教頭	副所長
----	-----

教頭

に、「青森県農林総合研究センターの藤坂稲作研究部及び砂丘研究部並びに」を「青森県農林総合研究センター藤坂稲作研究部及び」に改め、別表第四第二号の表総室長（保健総室並びに三八地域県民局地域健康福祉部の福祉総室及びこども相談総室の総室長に限る。）の項及び次長（地域健康福祉部の次長に限る。）の項を削り、同表中

総室長（保健総室並びに三八地域県民局地域健康福祉部の福祉総室及びこども相談総室の総室長を除く。）
--

総室長	次長（地域健康福祉部の次長に限る。）
	当該総室の長を補佐し、当該総室の事務を整理する。

に改め、別表第四第三号中「（保健大学の職を除く。）」を削り、同号の表世増ダム管理監の項及び建築調整監の項を削り、別表第四第四号中「（保健大学の職を除く。）」を削り、同表第五号を削る。

別表第六青森県私立学校審議会等の項の次に次のように加える。

青森県 公益認 定等審 議会	公益社団法人及び公益財団 法人の認定等に関する法律 (平成十八年法律第四十九 号) 及び一般社団法人及び 一般財団法人に関する法律 及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する 法律の施行に伴う関係法律 の整備等に関する法律(平 成十八年法律第五十号)に よりその権限に属させられ た事項を処理すること。	会長 委員	法律、 会計又 は公益 法人に 係る活 動に関 して優 れた識 見を有 する者	五人 以内	三年	委員の 互選	総務学事課
-------------------------	--	----------	--	----------	----	-----------	-------

別表第六青森県国民健康保険審査会の項中「同法の規定による」を削り、同項の次に次のように加える。

青森県 後期高 齢者医 療審査 会	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百二十八条第一項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分及び保険料その他徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事。	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による	高齢者 の医療 の確保 に関する 法律 の規定 による	高 齢 者 の 医 療 の 確 保 に 関 す る 法 律 の 規 定 に よ る
-------------------------------	---	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	---	---

別表第六青森県国土利用計画審議会の項及び青森県土地利用審査会の項中「整備企画課」を「監理課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の青森県行政組織規則第五十三条に規定する青森県立保健大学の平成十九年度の予算に係る整理事務及び決算事務は、健康福祉部健康福祉政策課において所掌するものとする。

3 青森県不動産の鑑定評価に関する法律施行細則(昭和四十五年七月青森県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。
第四条中「青森県県土整備部整備企画課」を「青森県県土整備部監理課」に改める。

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十七号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。
第四条の三第十八号の三の次に次の一号を加える。

第十八号の四 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号) 第八条の二第一項及び第九条の二第一項の規定による保護者に対する出頭の要求に関すること。

第四条の三第二十二号ワ中「医薬品の販売業」を「薬局開設、医薬品の販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業」に改め、同ワを同号タとし、同号ヲ中「医薬品の販売業」を「薬局開設、医薬品の販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業」に改め、同ヲを同号ヨとし、同号ル中「医薬品の販売業」を「薬局開設、医薬品の販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業」に改め、同ルを同号ニとし、同号ハ中「よる」の下に「薬局開設者、」を加え、「管理医療機器」を「医療機器」に改め、同又を同号フとし、同号中リをヲとし、同ヲの前に次のように加える。

ル 第三十九条第二項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可に関する事。

第四条の三第二十二号中「チ」を削り、「トを又とし、同号へ中」「ニ」を「ト」に改め、同へを同号リとし、同号ホ中「二」を「ト」に改め、同ホを同号チとし、同号中二をトとし、ハをへとし、ロをホとし、イをニとし、同二の前に次のように加える。

イ 第四条第一項の規定による薬局の開設の許可に関する事。
ロ 第七条第三項ただし書（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による薬局の管理者に係る許可に関する事。

ハ 第十条（第三十八条並びに第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による休廃止等の届出の受理に関する事。

第八条の二を削る。

第九条第三号を次のように改める。

三 児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する事。

イ 第十一条第三項の規定による保護者に対する勧告に関する事。

ロ 第十一条第四項の規定による必要な措置の実施に関する事。

ハ 第十三条の規定による児童福祉司等からの意見の聴取に関する事。

第十三条第一項第三号ハ中「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同項第三十九号中「必要な」の下に「森林法第二十七条第一項の規定による解除の申請、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十四条の規定による承認の申請、自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第十三条第三項及び第十四条第三項の規定による許可の申請並びに」を加え、同項第四十五号中「キを」とし、「サを」とし、「アを」とし、「テを」とし、「エを」とし、「コを」とし、同五の前に次のように加える。

エ 第九十七条第五項及び第六項の規定による交換分合計画を定めることの指示に関する事。
エ 第九十八条第六項の規定による裁判に関する事。
ア 第九十八条第八項の規定による交換分合計画の認可に関する事。
サ 第九十八条第九項及び第九十九条第十項（第百条第二項及び第百条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による青森県農業会議からの意見の聴取に関する事。

キ 第九十九条第一項及び第四項から第六項までの規定による交換分合計画の認可等に関する事。

ク 第九十九条第八項（第百条第二項及び第百条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出に対する決定に関する事。

メ 第百条第一項及び同条第二項において準用する第九十九条第四項から第六項

までの規定による交換分合計画の認可等に関する事。

三 第百条の二第一項及び同条第二項において準用する第九十九条第四項から第六項までの規定による交換分合計画の認可等に関する事。
シ 第九十九条の規定による農用地の形質変更の許可に関する事。

第十三条第一項第四十五号中「フを」とし、「ケを」とし、「マを」とし、「ヤを」とし、「クを」とし、「オを」とし、「ノを」とし、「ハを」とし、「ウを」とし、「ムを」とし、「ラを」とし、「ナを」とし、「ネを」とし、「ツを」とし、「ソの次に次のように加える。

ツ 第五十四条第五項（第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定による管轄登記所への通知に関する事。

第十三条第一項第五十一号の二中「リを」とし、「チを」とし、「トを」とし、「ヘを」とし、「ホを」とし、「ニを」とし、ハの次に次のように加える。

二 第十五条の二第三項の規定による共済規程の変更の届出の受理に関する事。
第十三条第二項第二号中「及び第四十条第二項」を「並びに第四十条第一項及び第二項」に改め、「販売業並びに」の下に「高度管理医療機器等及び」を加え、同号中「販売業」の下に「並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業」を加え、同号中「販売業」の下に「並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業」を加え、同号中「販売業」の下に「並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業」を加え、同号中「販売業」の下に「並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業」を加え、同号中「管理医療機器」を「医療機器」に改め、同号を同号リとし、同号中「リを」とし、「チの次に次のように加える。

リ 第三十九条第二項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可に関する事。

第十三条第三項第二号中「第十二条」を「第十四条」に改め、同号を同号又とし、同号ト中「第十一条第四項」を「第十三条第五項」に改め、同トを同号リとし、同号へ中「第九条」を「第十一条」に改め、同へを同号チとし、同号ホの次に次のように加える。

へ 第九条の規定による甲種漁港施設の使用の許可に関する事。

ト 第十条ただし書の規定による認定に関する事。

第十八条第一項第三号の二中「必要な」の下に「森林法第二十七条第一項の規定による解除の申請、道路法第二十四条の規定による承認の申請、自然公園法第十三条第三項及び第十四条第三項の規定による許可の申請並びに」を加え、同項第五号中「（昭和二十七年法律第八十号）」を削り、同項第十一号イ中「第六条の二第三項」

を「第六条の第二十項」に、「報告」を「報告書」に改め、同号口中「第六条の第二十四項」を「第六条の第二十一項」に改め、同号八中「第十八条第十三項第一号」を「第十八条第二十二項第一号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この規則により委任した事務に係る申請、届出その他の行為で、この規則の施行の際、現に青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第三条に規定する本庁において受理しているもの又は施行のための手続中のものについては、なお従前の例による。

訓

令

青森県訓令甲第四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令

(行政経営推進室設置規程の一部改正)

第一条 行政経営推進室設置規程（平成十三年十二月青森県訓令甲第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（推進室の担当次長等）」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 総務部の報道監のうち推進室に係る事務を整理する次長の職にある者をもって充てられる報道監は、推進室の広報及び広聴に関する事項を総括整理する。

(並行在来線対策室設置規程の一部改正)

第二条 並行在来線対策室設置規程（平成十八年三月青森県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（対策室の担当次長等）」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 企画政策部の報道監のうち対策室に係る事務を整理する次長の職にある者をもって充てられる報道監は、対策室の広報及び広聴に関する事項を総括整理する。

(人づくり戦略チーム設置規程の一部改正)

第三条 人づくり戦略チーム設置規程（平成十八年三月青森県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（戦略チームの担当次長等）」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 企画政策部の報道監のうち戦略チームに係る事務を整理する次長の職にある者をもって充てられる報道監は、戦略チームの広報及び広聴に関する事項を総括整理する。

(あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程の一部改正)

第四条 あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程（平成十三年十二月青森県訓令甲第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（推進チームの担当次長等）」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 農林水産部の報道監のうち推進チームに係る事務を整理する次長の職にある者をもって充てられる報道監は、推進チームの広報及び広聴に関する事項を総括整理する。

(青森県職員安全衛生管理規程の一部改正)

第五条 青森県職員安全衛生管理規程（昭和五十二年四月青森県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号及び第二号中「青森県立保健大学及び」を削る。

(青森県職員被服貸与規程の一部改正)

第六条 青森県職員被服貸与規程（昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「県土整備部整備企画課」を「県土整備部監理課」に改める。

(青森県文化観光振興連絡会議規程の一部改正)

第七条 青森県文化観光振興連絡会議規程（昭和五十四年七月青森県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「国際課長」を削り、「新産業創造課長」の下に「国際交流推進課長」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

原子力施設安全検証室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

原子力施設安全検証室設置規程の一部を改正する訓令

原子力施設安全検証室設置規程（平成十五年九月青森県訓令甲第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（検証室の担当次長等）」に改め、同条中「政策調整課」を「新幹線・交通政策課」に改め、同条に次の一項を加える。

2 企画政策部の報道監のうち検証室に係る事務を整理する次長の職にある者をもって充てられる報道監は、検証室の広報及び広聴に関する事項を総括整理する。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

県境再生対策室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

県境再生対策室設置規程の一部を改正する訓令

県境再生対策室設置規程（平成十五年九月青森県訓令甲第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「連絡及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する」を「事項を総括整理する」に改める。

第五条の見出しを「（対策室の担当次長等）」に改め、同条に次の一項を加える。
2 環境生活部の報道監のうち対策室に係る事務を整理する次長の職にある者をもって充てられる報道監は、対策室の広報及び広聴に関する事項を総括整理する。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

海外産業経済交流推進チーム設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

海外産業経済交流推進チーム設置規程を廃止する訓令

海外産業経済交流推進チーム設置規程（平成十六年十月青森県訓令甲第四十号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------